

## 少年サポートセンターの活動

非行等の少年問題を  
専門に扱う少年警察補導員が  
中心となって  
少年の健全育成に積極的に  
取り組んでいます!

### 1 少年相談

少年や保護者等から、学校や家庭、交友関係、非行、犯罪被害等に関する悩みや困りごとについて、少年警察補導員が必要な指導・助言を行っています。

### 2 街頭補導

少年の集まりやすい場所を重点に、飲酒や喫煙、怠学等の少年の不良行為や問題行動に対して、声かけ指導を行っています。

### 3 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

非行少年や問題行動のある少年、犯罪被害にあった少年、その保護者に対し、面接や電話連絡、家庭訪問等による継続的な指導・助言を行っています。また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」としての体験活動（社会参加活動や農業体験等）への参加、修学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

### 4 広報啓発活動

少年の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪に巻き込まれないための行動を啓発するために、学校等の関係機関と連携し、非行防止教室や薬物乱用防止教室、ネット安全教室等を開催しています。また、各種イベント等の機会を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた広報啓発活動を積極的に行うほか、少年の非行や犯罪被害の実態等について情報発信を行っています。

## ひとりで悩まずに話してみよう!

少年サポートセンターは、県内3か所に活動拠点があります。

来所、電話、メールで少年問題に関する相談に応じています。



警察署	市外局番	市内局番	加入者番号
入善	0765	72	0110
黒部		54	
魚津		24	
滑川	076	475	
上市		472	
富山中央		444	
富山南	0766	420	
富山西		466	
射水		83	
高岡	0763	23	
氷見		91	
砺波		32	
南砺	0766	52	
小矢部		67	

少年サポートセンター本部  
**076-441-2211** (代表)  
警察本部少年女性安全課内 富山市新総曲輪1番7号

少年サポートセンター東部分室  
**076-432-7867** (直通)  
富山中央警察署内 富山市赤江町5番1号

少年サポートセンター西部分室  
**0766-21-7867** (直通)  
高岡警察署内 高岡市あわら町1番5号

ヤングテレホンコーナー  
**0120-873-415**  
ハナソ ヨイコ

メール相談  
**young110@gaea.ocn.ne.jp**

※ 相談電話は、平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。メール相談の返信は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間に行っています。緊急の場合は、最寄りの警察署又は110番にかけてください。

# 守ろう 富山の元気っ子 2021



富山県警察シンボルマスコット  
「立山くん」

富山県警察



富山県警察ホームページ

# I. 少年非行と犯罪被害の情勢

## 1 少年非行の現状

令和2年中に富山県内で検挙・補導された非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年)の総数は256人と、前年に比べて54人減少しました。

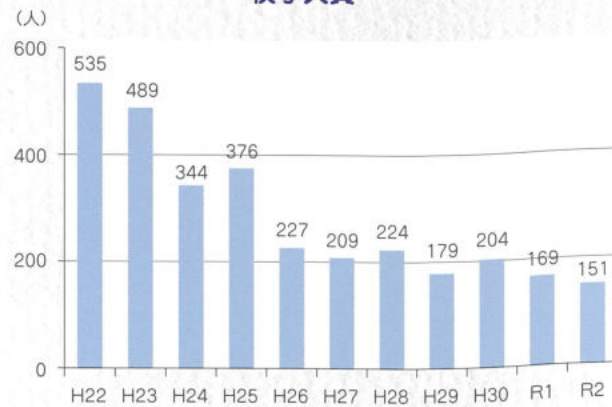
犯罪少年は刑法犯が151人(前年比-18人)、特別法犯が67人(前年比-6人)といずれも減少し、また、触法少年も刑法が36人(前年比-24人)、特別法が2人(前年比-3人)と減少しました。

しかし、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は2.7人で、成人(1.8人)と比べ高い水準にあります。

区分	年別	R2	R1	増減	
				数	率(%)
非行少年	犯罪少年	151	169	-18	-10.7
	特別法犯(特別法犯少年)	67	73	-6	-8.2
	小計	218	242	-24	-9.9
	触法少年	36	60	-24	-40.0
	特別法	2	5	-3	-60.0
ぐ犯少年	小計	38	65	-27	-41.5
	ぐ犯少年	0	3	-3	-
総数		256	310	-54	-17.4

刑法犯少年の検挙人員・人口比等の推移

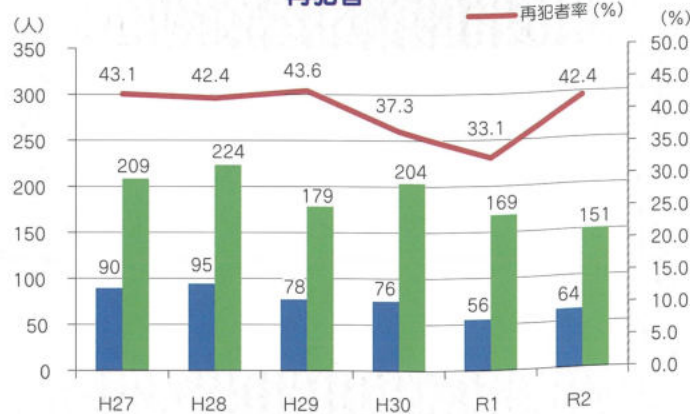
検挙人員



人口比



再犯者



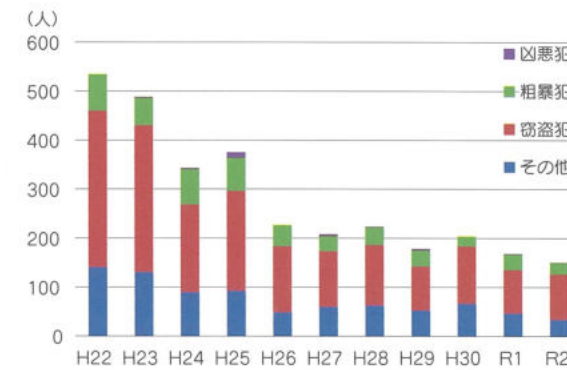
刑法犯少年151人のうち、再犯者は64人(前年比+8人)と増加し、再犯者率も42.4%(前年比+9.3ポイント)と増加しました。

非行少年……犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう  
 犯罪少年……犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者  
 刑法犯少年……犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者  
 特別法犯少年……犯罪少年のうち特別法犯で警察に検挙された者  
 触法少年……刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者  
 ぐ犯少年……刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者  
 再犯者……非行を犯した者であつて、当該非行の以前に非行を犯し、処分を受けたことのある者



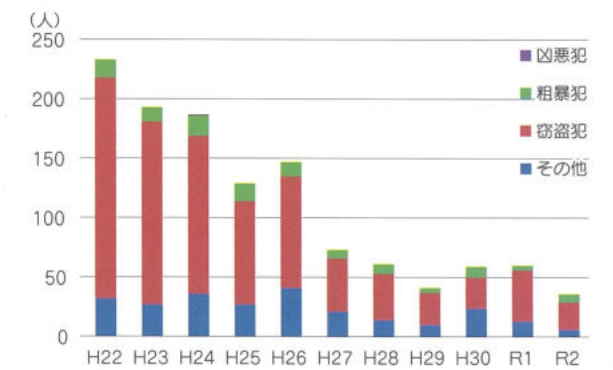
罪種別検挙・補導人員の推移

刑法犯少年



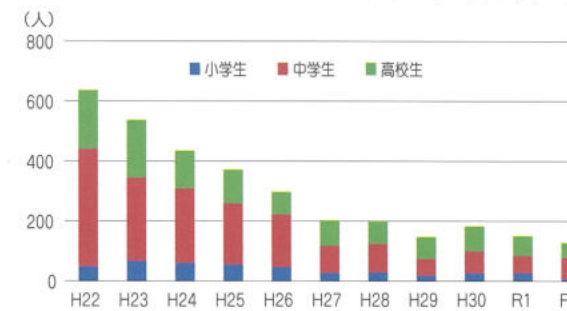
罪種別	年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総数(人)		535	489	344	376	227	209	224	179	204	169	151
凶悪犯		0	2	3	12	0	5	1	4	0	2	1
粗暴犯		74	56	72	67	43	30	36	32	20	31	23
窃盗犯		320	300	179	204	135	114	124	90	117	89	93
その他		141	131	90	93	49	60	63	53	67	47	34

触法少年(刑法)



罪種別	年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総数(人)		233	193	187	129	147	73	61	41	59	60	36
凶悪犯		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
粗暴犯		15	12	17	15	12	7	8	4	9	4	7
窃盗犯		186	154	133	87	94	45	39	27	26	43	23
その他		32	27	36	27	41	21	14	10	24	13	6

小学生・中学生・高校生の検挙・補導人員(刑法)の推移



学職別	年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学生		49	68	61	56	47	28	30	18	27	28	8
中学生		393	278	249	204	176	91	95	57	74	58	71
高校生		195	192	125	112	75	84	75	73	82	65	49

小学生、中学生及び高校生の検挙・補導人員は、中学生が71人(前年比+13人)と増加しましたが、小学生と高校生は共に減少しています。

特に小学生は8人(前年比-20人)と大きく減少しました。



## 不良行為少年

令和2年中に飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為により補導された少年は858人で、前年に比べて168人減少しました。

- 行為別では、深夜はいかいが328人で全体の38.2%、喫煙が187人で21.8%、飲酒が61人で7.1%を占めています。
- 学職別では、高校生が324人で全体の37.8%、中学生が178人で20.7%を占めています。
- 2022年4月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行されますが、飲酒と喫煙を禁止する年齢は同法の施行後も引き続き20歳未満となります。

不良行為少年の補導人員の推移

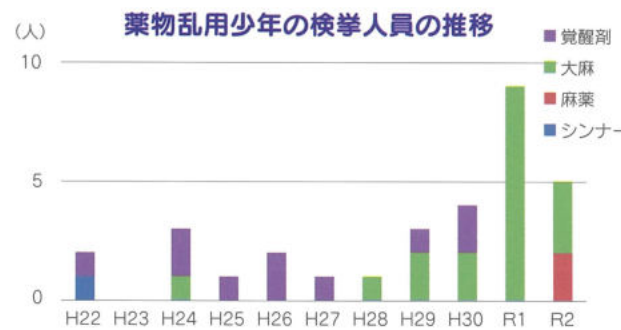


行為別	年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総数(人)		2,557	2,694	2,834	2,483	1,791	1,302	1,263	1,270	1,044	1,026	858
飲酒		71	73	68	68	59	48	60	76	99	105	61
喫煙		837	770	662	624	428	257	204	205	183	174	187
深夜はいかい		1,152	1,259	1,439	1,133	693	543	504	537	403	393	328
家出		70	78	86	95	80	62	98	69	88	95	52
その他		427	514	579	563	531	392	397	383	271	259	230

## 2 少年の薬物乱用

令和2年中に薬物乱用により検挙された少年は5人で、大麻取締法違反が3人、麻薬及び向精神薬取締法違反が2人でした。

- 全国的に大麻事犯で検挙された少年が増加傾向にあり、乱用の拡大が深刻化しています。
- 警察では、少年期に薬物に関する正しい知識を持つことの重要性から、学校等において薬物乱用防止教室を開催しています。



区分	年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
覚醒剤	総数(人)	2	0	3	1	2	1	1	3	4	9	5
大麻	覚醒剤	1	0	2	1	2	1	0	1	2	0	0
麻薬	大麻	0	0	1	0	0	0	1	2	2	9	3
シンナー	麻薬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	シンナー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

大麻は乾燥大麻や樹脂等の形で売られていますが、最近では液体状の「大麻リキッド」や、幻覚成分を濃縮させた「大麻ワックス」など、新しい大麻加工品が出回っています。大麻はインターネット等で大麻の有害性を否定する情報 が流されており、大麻に関する警戒心の低下が懸念されます。しかし、大麻の有害成分は、不安やパニック等に加え、精神疾患を発症させるリスクを上昇させ、青少年期の乱用は、特に記憶力の低下等の影響を受けやすいとされています。また、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となっていることもうかがわれます。

### 少年による県内の薬物事犯の現状

少年を含む、20代以下の若年層を中心に薬物乱用の拡大が顕著となっています。SNS等を利用して、少年らが安易に大麻や麻薬等の規制薬物入手できる環境が身近にあることが原因と考えられます。

Special Movie  
「ぶらっくすわんの  
大麻撲滅」

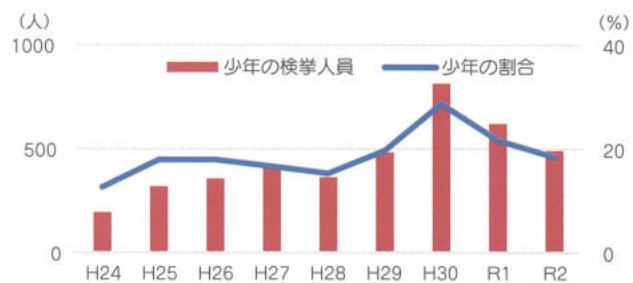


## 3 特殊詐欺に加担する少年

全国で令和2年中に特殊詐欺で検挙された少年は489人と、前年に比べると減少しましたが、総検挙人員に占める少年の割合は18.4%であり、ほぼ5人に1人が少年です。検挙された少年のうち、8割弱が「受け子」と呼ばれる現金の受取役であり、その背景には、少年が遊興費欲しさに先輩や友人等からの誘いに安易に乗って犯行に加担し、犯行の道具として首謀者等に利用されている現状が見られます。

また、少年がSNS上で「高収入バイト募集」をうたう「闇バイト」に応募したことがきっかけで「受け子」として特殊詐欺に加担し、抜けられないまま実行犯として逮捕され、人生を棒に振るケースが後を絶ちません。

### 特殊詐欺で検挙された少年の検挙人員の推移(全国)



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
少年の検挙人員	192	317	355	415	360	480	812	619	489
少年の割合	12.6	17.9	17.9	16.6	15.2	19.6	28.6	21.6	18.4

R2は暫定値

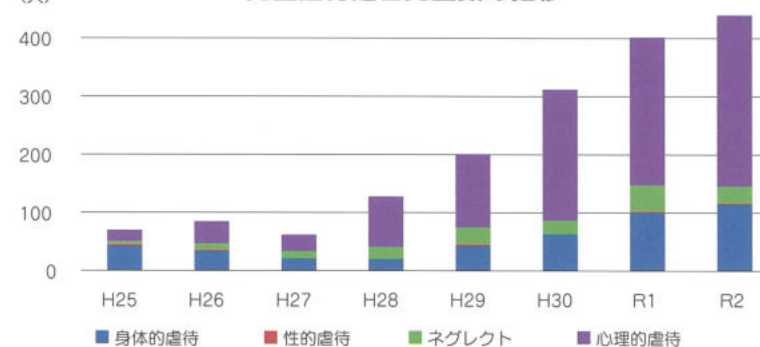
## 4 児童虐待

令和2年中、児童虐待又はその疑いがあると警察から児童相談所に通告した児童は440人で、統計を取り始めた平成11年以降で最多となっており、児童虐待の問題は極めて深刻な状況にあります。

児童虐待は児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いことから、警察では児童の安全確保を最優先とした対応を行っています。児童虐待が疑われる事案を認知した際には、早期に安全を直接確認するように徹底するとともに、事件化すべき事案については必要に応じて厳正な捜査を行っています。

児童を迅速かつ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を生かしつつ連携して対処することが重要であることから、警察では自治体や児童相談所等の関係機関との連携強化と対処能力向上を目的として合同研修会を開催しています。

### 児童虐待通告児童数の推移



類型	年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
通告児童数(人)		70	85	62	128	201	312	402	440
身体的虐待		43	34	21	20	43	63	101	115
性的虐待		3	2	0	0	3	0	2	2
ネグレクト		5	11	13	21	29	24	45	29
心理的虐待		19	38	28	87	126	225	254	294

### 児童虐待に関する関係機関合同研修会



想定訓練



意見交換

### 児童虐待の類型

#### 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じる又は生じるおそれのある暴行を加えることをいいます。

- ・殴る、蹴る等の暴力を振るう
- ・火傷を負わせる
- ・縄などにより拘束する



#### 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせることをいいます。

- ・性交、性的行為を強要する
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノの被写体にする



#### ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ることをいいます。

- ・食事を与えない
- ・ひどく不潔にする
- ・自動車の中に放置する



#### 心理的虐待

言葉や態度で児童の心を深く傷つける行為をいいます。

- ・言葉による脅し、無視
- ・兄弟間での差別的扱い
- ・児童の面前で配偶者に暴力を振るう

## 5 少年を取り巻く有害環境

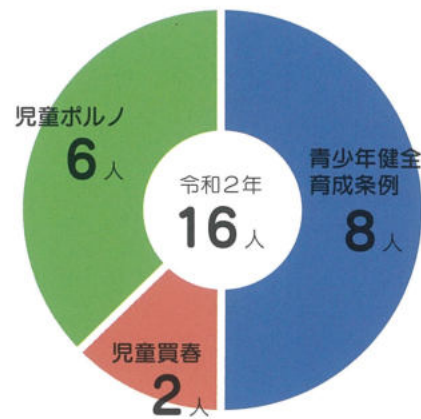
### ● SNS 利用に起因する性犯罪被害

令和2年中にSNS(※1)を利用して性犯罪被害にあった児童は16人で、前年と比べて4人減少しましたが、依然として多くの児童が被害に遭っています。

近年、中学生・高校生だけでなく、10歳未満の低年齢児童にもインターネットの利用が広がっており、令和元年度に内閣府が行った「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると低年齢児童の57.2%がインターネットを利用しています。

インターネット上には、残虐な暴力シーンや過激な性描写を含むもの等、児童に有害な影響を与える情報が氾濫しているほか、スマートフォン等からSNSを利用して児童が性犯罪等の被害に遭う事例が多発しています。

SNS 利用に起因する被害児童の内訳



※1 SNS (Social Networking Service) の略称で、サイト内で多人数とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものをいいます。

「買う前」「使い始め」が重要!

**違法・有害な情報からお子さんを守るために**

～フィルタリングを必ず利用しましょう～

### 18歳未満が使用する端末へのフィルタリング設定は法律上の義務

青少年インターネット環境整備法\*では、格安スマホ事業者(MVNO)を含む携帯電話会社とその販売代理店には、新規の携帯電話回線契約時および機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次のような義務が課せられています。

#### 青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満かどうか確認する

#### フィルタリング説明

・青少年に有害な情報の閲覧による危険・フィルタリングの必要性とその内容について保護者又は青少年に説明する

#### フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う

\*青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成21年4月施行/平成30年2月改正法施行)

これに伴い、子どもの利用状況を適切に把握すると共に、18歳未満が使用者である旨を申し出ること、フィルタリングの説明を受けること、フィルタリングソフトやOSの設定を行うことなどが、保護者の役割となります。

出典：総務省発行「インターネットトラブル事例集(2020年度版)」

フィルタリングの詳しい説明はこちら →



政府インターネットテレビ「インターネットの危険から子供を守る!」[フィルタリング]をお忘れなく!!!

## 6 子供の性被害

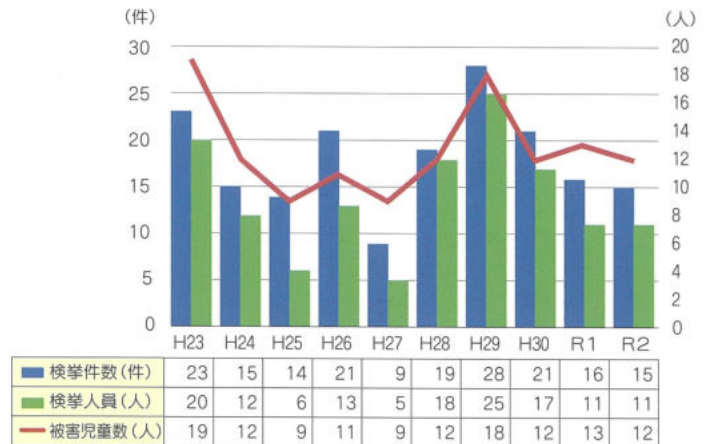
### ① 児童買春事犯等

児童買春等(※1)は、児童の心身に有害な影響を与え、児童の権利を著しく侵害する悪質な犯罪です。警察では積極的な取締りと被害児童の発見・保護に努めています。

言葉巧みに誘導されて、誘拐等の極めて重大な事案に発展するケースもあります。

※1 児童買春、淫行させる行為(児童福祉法)、みだらな性行為(富山県青少年健全育成条例)等

児童買春事犯等の検挙件数・人員、被害児童数の推移



### ② 児童ポルノ事犯

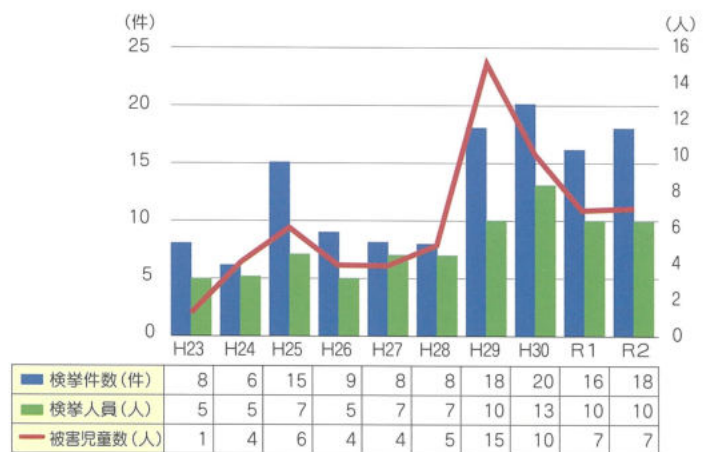
児童ポルノは、児童の性被害・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害する悪質な犯罪です。

児童ポルノがインターネット上に流出すれば回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたって続きます。

警察では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」(※2)により、児童ポルノの製造、提供、公然陳列等について積極的な取締りを行っています。

※2 正式名は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」

児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数の推移



### 県内において、このような被害が実際に起きています!

- ★ A子(15歳)は、SNSで知り合った男に、「おこづかいをあげるから」と言葉巧みに誘い出され、公園の公衆トイレでわいせつな行為をされた。
- ★ B子(14歳)は、SNSで知り合った男に、自分の裸を自撮りし、SNSで送るようしつこく頼まれ、断り切れず送信した。
- ★ C子(16歳)は、SNSで知り合った男に言葉巧みに誘い出され、ホテルでわいせつな行為をされ、動画を撮られた。その後、男から「さらす」と言って脅された。

### ③ SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動

全国の警察では、SNS上をサイバーパトロールし「援助交際」や「PVA活」(※3)など、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対して、注意喚起のためのメッセージを投稿するなど、子供の性被害防止に重点をおいた取組を行っています。

※3 「PVA活」とは、体の関係はもたず、デートするだけで金銭的支援をしてくれる男性との交際をいいます。

#### ■ 児童と思われる者に向けたメッセージ



こちらは富山県警察本部少年女性安全課です。このツイートは児童買春などの被害につながるおそれがあります。

また、見ず知らずの相手と会うことは、誘拐や殺人などの重大な事件に巻き込まれるおそれのある大変危険な行為です。

# Ⅱ. インターネットの利用に係る被害から子供を守るために

## ①子供を取り巻くネットトラブル

### ■ ネット依存

ゲームや動画サイトの視聴にのめりこみ勉強が疎かになったり、体調を崩したりした。

### ■ 課金トラブル

無料をうたうオンラインゲームでアイテムを増やそうとダウンロードしていたら高額請求がきた。

## ②被害に遭っているかも!?

### ■ なりすまし・性被害

SNSで知り合った男の子に「会おうよ」と言われ・・・会いに行ったら「おじさん」でいやらしいことをされた。

### ■ ストーカー被害

友達と撮った写真をSNSにアップしたら・・・知らない男の人が自宅を訪ねてきてつきまとわれた。

### ■ 不正にアクセスされて

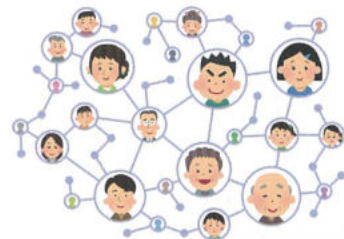
IDやパスワードを盗まれてゲームのアイテムを奪われた。

## ③加害者になっているかも!?

■ ネットに人を傷つけるような書き込みや、悪ふざけで嘘の書き込みをすると、名誉棄損罪、侮辱罪、業務妨害罪などの犯罪になるかも!

■ 他人のIDやパスワードを無断で使用すると、不正アクセス禁止法違反!

■ ふざけて撮った友達の裸の画像を持っていたり、別の友達に送信したりすると、児童ポルノ禁止法違反になるかも!



**万が一のとき、支えるのは保護者です!**

子供が被害に遭った場合は、子供を責めず、一緒に過ごして安心できる「居場所」になりましょう。たとえ、加害者側になった場合でも、子供に向き合い、寄り添って一緒に考えることが何より大切です。

### 今の子供は親の子供時代とどう違う? ①

直接会ったこともない人と簡単に知り合いになったり、ゲームと一緒に楽しんだりすることは、ネットの大きな魅力の一つであり、今の子供にとってごく当たり前のことになりつつあります。

しかし、SNSなどを通じて犯罪に巻き込まれる子供は増えており、ネットは便利だけでなく危険ともつながっていることを教え、そのうえでうまくつきあっていける能力を育てていくことが必要です。

### 今の子供は親の子供時代とどう違う? ②

子供が動画視聴やオンラインゲームに興じることに不安を感じることもあるでしょう。

様々なコンテンツやアプリが登場し内容も豊富になった現在、親世代の多くがテレビや漫画、TVゲームに熱中したように、子供にとってはごく自然なことといえます。ただし、度を越した使い方を避けるため、使い方について話し合い、管理することも必要です。

### 保護者の役割

犯罪やトラブルから子供を守るためには、フィルタリングを利用するとともに、日ごろから家庭において子供にインターネットの危険性を教え、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

### 家庭内ルールの具体例

- 利用時間や利用場所を決める。
- 個人が特定される情報は書き込まない。
- 知らない人と電話やメール等の交換をしない。
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- 困ったことがあれば、必ず保護者に相談する。
- ルールを守れなかったときのルールを決める。

# Ⅲ. 少年の非行と犯罪被害を防止するための取組

## 1 関係機関等との連携

### ①警察と学校等との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定に基づき、非行少年等に関する情報を学校と警察が相互に連絡する「児童生徒健全育成連絡制度」が運用されています。

また、警察署の管轄区域や市町村を単位とした学校警察連絡協議会を設置して、情報交換を行っています。



### ③富山県警察学生安全ボランティア

県内の大学生等(令和2年度は56人)が警察本部長から委嘱され、各種警察活動に参加しています。

少年警察部門においては、大学生と少年たちは年齢が近いということもあり、気持ちや言葉を共有し、問題を抱える少年たちの理解者として、少年の立ち直り支援活動等に積極的に携わっています。

### ②少年警察ボランティア

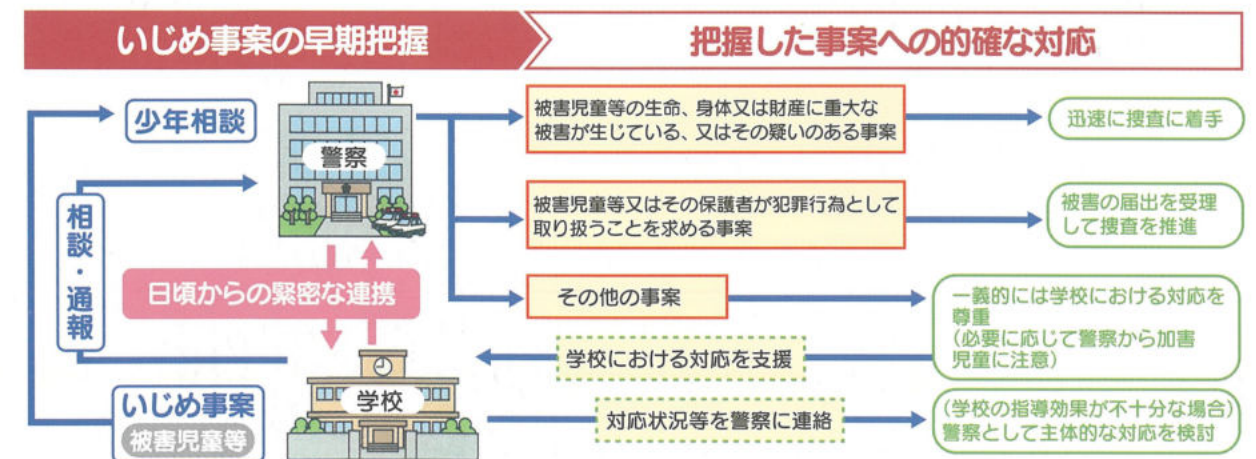
県警察では、少年警察ボランティア(令和2年度は警察本部長委嘱少年補導員617人、公安委員会委嘱少年指導委員36人)を委嘱しており、警察職員と協働で街頭補導活動、少年の居場所づくり活動、少年の有害環境浄化活動、広報啓発活動など、少年の健全育成のための諸活動を推進しています。

## 2 いじめ問題への的確な対応

県警察では、少年相談活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、いじめの被害を受けた児童生徒及び保護者の意向、学校等の対応状況を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら的確な対応を推進しています。

### 基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえて、警察として必要な対応をとっていきます。



# 少年事件手続きの流れ(概要)

## 事件発生


**警察**

非行のある少年が判明したら、取調べ(逮捕する場合があります。)や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

14歳以上の少年で、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14歳以上の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。




## 検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

## 児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所へ送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

## 家庭裁判所

送られてきた事件について、審判(大人の事件という裁判)を開始するかどうかを決定します。

保護処分(刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分)が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

### = 審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

### = 逆送事件



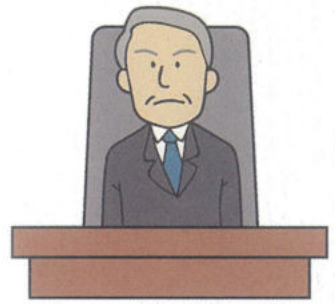
児童自立支援施設への入所や里親への委託等

## 少年鑑別所

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、少年鑑別所収容の決定を行うことがあります(2週間~最大8週間)。

### = 観護の措置

## 審判



## 検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴

不起訴

## 裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかを決定をします。

## 不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

## 保護処分

### ■ 少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

#### ① 第一種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容します。

#### ② 第二種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容します。

#### ③ 第三種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容します。

さらに、各少年院は、在院者の特性に応じた矯正教育課程に分かれています。

### ■ 児童自立支援施設・児童養護施設送致

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

### ■ 保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導・援助する保護観察の処分をします。

## 刑事処分

### ■ 死刑

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべき時は無期刑を科します。

### ■ 無期懲役・禁錮

罪を犯した時18歳未満の者に対して無期刑をもって処断すべき時は、無期刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

### ■ 有期懲役・禁錮

有期刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します。この場合、短期は10年、長期は15年を越えることはできません。

### ■ 罰金刑